

茨城県霞ヶ浦北浦海区
知事許可漁業の許可等に関する取扱方針
(令和4年7月)

〈目次〉

小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業 (いさざ・ごろひき網漁業)	1
小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業 (わかさぎ・しらうおひき網漁業)	3
さし網漁業のうち雑魚さし網漁業 (掛網漁業)	7
さし網漁業のうちしらうおさし網漁業 (しらうお建網漁業)	9
建網漁業のうちます網漁業 (張網漁業)	11
つけ漁業	13

小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業(いさざ・ごろひき網漁業) の許可等に関する取扱方針

(趣旨)

第1 漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第70条第2号の規定による小型機船底びき網漁業のうち手繰第1種漁業(いさざ・ごろひき網漁業)(以下「当該漁業」という。)の許可又は起業の認可(以下「許可等」という。)については、茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則(令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。)の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(許可等についての適格性)

第2 規則第10条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法(平成5年法律第88号)第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

(制限措置)

第3 規則第11条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

- (1) 漁業種類
手繰第1種漁業(いさざ・ごろひき網漁業)
- (2) 許可等をすべき船舶等の数
漁業調整上及び水産動物の繁殖保護上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。
- (3) 船舶の総トン数
2.5トン以下とする。
- (4) 推進機関の馬力数
80キロワット以下とする。
- (5) 操業区域
次のうちのいずれかとする。
ア 霞ヶ浦
イ 北浦及び外浪逆浦
- (6) 漁業時期
3月1日から翌年1月20日までとする。
- (7) 漁業を営む者の資格
操業区域に接する地区(市町村区域内の町若しくは字の区域)に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者とする。

(許可の基準)

第4 規則第11条第5項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。

- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
- (2) 申請期間の1日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
- (3) 前2号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、規則第 11 条第 6 項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。

7 第 2 項第 1 号及び第 4 項第 1 号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

(継続許可)

第 5 当該漁業は、規則第 14 条第 1 項第 1 号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第 6 当該漁業は、規則第 14 条第 1 項第 4 号の規定による承継許可の対象とする。

(有効期間中の許可)

第 7 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。

2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第 15 条第 1 項の規定により 5 年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

(許可等の条件)

第 8 規則第 13 条第 1 項による許可等の条件は、次のとおりとする。

(1) 綱巻機用動力源として漁船推進機関を使用してはならない。

(2) 毎週日曜日及び水曜日の 2 日間は操業してはならない。

ただし、3 月 1 日が日曜日又は水曜日の場合は、3 月 1 日についてのみこの限りではない。

(3) 操業時間は日の出から日没までとする。

(4) 横びき漁法以外の漁法により操業してはならない。

(資源管理の状況等の報告)

第 9 当該漁業の許可を受けた者は、規則第 21 条の規定により、毎年 3 月 31 日までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

付 則

1 この方針は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。

付 則

この方針は、令和 4 年 7 月 28 日から施行する。

小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業（わかさぎ・しらうおひき網漁業）の許可等に関する取扱方針

（趣旨）

第1 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第70条第2号の規定による小型機船底びき網漁業のうちその他の小型機船底びき網漁業（わかさぎ・しらうおひき網漁業）（以下「当該漁業」という。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）については、茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

（許可等についての適格性）

第2 規則第10条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法（平成5年法律第88号）第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

（制限措置）

第3 規則第11条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

（1） 漁業種類

その他の小型機船底びき網漁業（わかさぎ・しらうおひき網漁業）

（2） 許可等をすべき船舶等の数

漁業調整上及び水産動物の繁殖保護上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。

（3） 船舶の総トン数

2.5トン以下とする。

（4） 推進機関の馬力数

80キロワット以下とする。

（5） 操業区域

次のうちのいずれかとする。

ア 規則第32条及び第37条並びに次に規定する水域を除く霞ヶ浦。

（ア） かすみがうら市戸崎川尻川川口左岸に設置した標柱より105度730メートルの点から204度の線と同市加茂字堺前に設置した標柱から206度15分の線との間における同市湖岸線から800メートルの距離の線と同市湖岸とによって囲まれた水域

（イ） かすみがうら市加茂字堺前に設置した標柱から206度15分の線と同市有河一ノ瀬川川口左岸から180度の線との間における同市湖岸線から500メートルの距離の線と同市湖岸とによって囲まれた水域

（ウ） 次のa、b、c、d、e及びfの各点を順次に結んだ線とかすみがうら市湖岸とによって囲まれた水域

a かすみがうら市有河一ノ瀬川川口左岸に設置した標柱

b aから180度450メートルの点

c aから156度1,500メートルの点

d fから171度2,000メートルの点

e fから144度700メートルの点

f かすみがうら市坂に設置した標柱

（エ） かすみがうら市田伏に設置した標柱から144度の線と同市柏崎と同市安食の境界に設置した標柱から43度の線との間における同市湖岸線から500メートルの距離の線と同市湖岸とによって囲まれた水域

（オ） かすみがうら市安食字小津に設置した標柱から43度の線と石岡市井関関川干拓南東端から94度の線との間におけるかすみがうら市及び石岡市井関湖岸線から400メートルの距離の線とかすみがうら市及び石岡市井関湖岸とによって囲まれた水域

（カ） 次のa、b、c、d及びeの各点を順次に結んだ線と石岡市、小美玉市及び行方市湖岸とによって囲まれた水域

a 石岡市井関関川干拓南東端

- b a から 94 度 400 メートルの点
 - c e から 234 度 30 分 500 メートルの点
 - d e から 234 度 30 分 350 メートルの点
 - e 行方市八木蒔字広町に設置した標柱
- (キ) 行方市八木蒔字広町に設置した標柱から 234 度 30 分の線と同市手賀字新田境海辺 1527 番地に設置した標柱から 245 度の線との間における同市湖岸から 400 メートルの距離の線と同市湖岸とによって囲まれた水域
- (ク) 行方市手賀字新田境海辺 1527 番地に設置した標柱から 245 度の線と同市荒宿舟入場左岸から 230 度の線との間における同市湖岸線から 600 メートルの距離の線と同市湖岸とによって囲まれた水域
- (ケ) 次の a、b、c、d、e 及び f の各点を順次結んだ線と行方市湖岸とによって囲まれた水域
- a 行方市荒宿舟入場左岸から 230 度 00 分の線と同市湖岸線が交わる点
 - b a から 230 度 00 分 900 メートルの点
 - c 行方市橋門地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭建右 10.00 から 245 度 40 分 650 メートルの点
 - d 行方市小高干拓地南西突端から 250 度 00 分 600 メートルの点
 - e f から 250 度 00 分 900 メートルの点
 - f 行方市麻生新田に設置した標柱から 250 度 00 分の線と同市湖岸線が交わる点
- (コ) 次の a、b、c、d 及び e の各点を順次に結んだ線以南の霞ヶ浦
- a 行方市麻生八坂神社境内に設置した標柱
 - b a から 266 度 30 分 630 メートルの点
 - c a から 219 度 900 メートルの点
 - d e から 80 度 1,000 メートルの点
 - e 稲敷市浮島和田岬国土交通省霞ヶ浦キロ杭建右 12.00
- (サ) 稲敷市浮島和田岬国土交通省霞ヶ浦キロ杭建右 12.00 から 80 度の線と稲敷郡美浦村大山揚水機場南隅から 45 度の線との間における同市及び同村湖岸線から 1,000 メートルの距離の線と同市及び同村湖岸とによって囲まれた水域
- (シ) 稲敷郡美浦村大山揚水機場南隅から 45 度の線と稲敷郡美浦村大字大須賀津字小作に設置した標柱から 0 度の線との間における同村湖岸線から 1,400 メートルの距離の線と同村湖岸とによって囲まれた水域
- (ス) 次の a、b、c 及び d の各点を順次に結んだ線と稲敷郡美浦村湖岸とによって囲まれた水域
- a 稲敷郡美浦村大字大須賀津字小作に設置した標柱
 - b a から 0 度 1,400 メートルの点
 - c d から 0 度 600 メートルの点
 - d 稲敷郡美浦村大字木原国土交通省木原水位観測所中心点
- (セ) 稲敷郡美浦村大字木原国土交通省木原水位観測所中心点から 0 度の線と稲敷郡阿見町陸上自衛隊武器学校堤防東端から 38 度の線との間における同郡阿見町及び美浦村湖岸線から 700 メートルの距離の線と同郡阿見町及び美浦村湖岸とによって囲まれた水域
- (ソ) 次の a、b、c、d、e、f、g、h 及び i の各点を順次に結んだ線と稲敷郡阿見町、土浦市及びかすみがうら市湖岸とによって囲まれた水域
- a 稲敷郡阿見町陸上自衛隊武器学校堤防東端
 - b a から 38 度 00 分 600 メートルの点
 - c 土浦市と稲敷郡阿見町との市町界に設置した標柱から 84 度 30 分 400 メートルの点
 - d 土浦市大岩田地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭建右 47.00 から 70 度 00 分 700 メートルの点と土浦市と稲敷郡阿見町との市町界に設置した標柱から 84 度 30 分 400 メートルの点を結んだ線と土浦市田村神社鳥居の中心点と土浦市大岩田船溜標識燈中心点を結んだ線の交わる点
 - e 土浦市手野町地先国土交通省霞ヶ浦キロ杭建中 5.50 から 218 度 40 分 392

- メートルの点と土浦市沖宿町地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭建中 7.00 から 185 度 00 分 600 メートルの点を結んだ線と土浦市田村神社鳥居の中心点と土浦市大岩田船溜標識燈中心点を結んだ線の交わる点
- f 土浦市沖宿町地先の国土交通省霞ヶ浦キロ杭建中 7.00 から 185 度 00 分 600 メートルの点
- g 土浦市沖宿漁港標識燈中心点から 220 度 00 分 1,000 メートルの点
- h i から 204 度 810 メートルの点
- i かすみがうら市戸崎川尻川川口左岸に設置した標柱

- イ 規則第 32 条及び第 37 条並びに次に規定する水域を除く北浦及び外浪逆浦。
- (ア) 外浪逆浦及び鹿嶋市大字須賀の水神川川口と潮来市水原の水原洲吠崎とを結んだ線以南の北浦で第 8 号禁漁区を除いた水域
- (イ) 銚田市梶山と同市阿玉の間の境川川口と行方市三和字帆津倉の鼻とを結んだ線以北の水域
- (ウ) 鹿嶋市大字須賀の水神川川口と潮来市水原の水原洲吠崎とを結んだ線以北で、かつ、(イ)以外の水域における第 2 種共同漁業権漁場

(6) 漁業時期

7 月 21 日から 12 月 31 日までとする。

(7) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区（市町村区域内の町若しくは字の区域）に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者とする。

(許可の基準)

第 4 規則第 11 条第 5 項の規定による許可の基準について、許可等の優先順位は次の順序によるものとする。

- (1) 申請期間の 1 日目において、当該漁業の許可を有する者
 - (2) 申請期間の 1 日目において、当該漁業の起業の認可を有する者
 - (3) 前 2 号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の 1 日目以前 3 年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前 2 項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の 1 日目において、当該漁業以外の許可を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前 3 項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 申請期間の 1 日目以前 3 年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前 4 項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
- (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位のある者がある場合においては、規則第 11 条第 6 項の規定に基づく方法により許可等をする者を定める。
- 7 第 2 項第 1 号及び第 4 項第 1 号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

(継続許可)

第 5 当該漁業は、規則第 14 条第 1 項第 1 号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第 6 当該漁業は、規則第 14 条第 1 項第 4 号の規定による承継許可の対象とする。

(有効期間中の許可)

第7 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。

2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第15条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

(許可等の条件)

第8 規則第13条第1項による許可等の条件は、次のとおりとする。

(1) 毎週日曜日及び水曜日の2日間は操業してはならない。

ただし、7月21日が日曜日又は水曜日の場合は7月21日についてのみこの限りではない。

(2) 船舶の両舷に下表による塗装及び船名の表示をしなければならない。

(資源管理の状況等の報告)

第9 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年3月31日までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

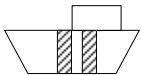
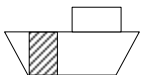
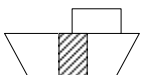
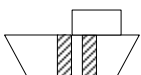
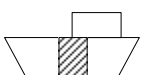


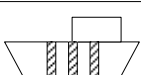

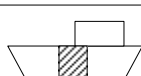
付 則

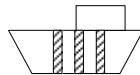
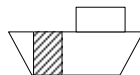
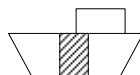

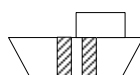
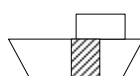
1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

付 則

この方針は、令和4年7月28日から施行する。

表 許可船舶の塗装の表示

操業区域	所属組合	標識内容
震 ヶ 浦	土浦支部	 斜線の部分は木船白色、FRP船黒色 船体の中央部に幅50センチメートル、 間隔50センチメートルで2本の線を塗 装する
	玉造支部	 斜線の部分は黄色 船体の船首部に1メートル幅で塗装する
	かすみがうら支部	 斜線の部分は黄色 船体の中央部に1メートル幅で塗装する
	牛堀支部	 斜線の部分は黄色 船体の中央部に幅50センチメートル、 間隔50センチメートルで2本の線を塗 装する
	稲敷古支部	 斜線の部分は木船白色、FRP船黒色 船体の中央部に1メートル幅で塗装する
	美浦支部	 斜線の部分は木船白色、FRP船黒色 船体の船首部に1メートル幅で塗装する
	小美玉支部	 斜線の部分は木船白色、FRP船黒色 船体の船尾部に1メートル幅で塗装する
	阿見町支部	 斜線の部分は木船白色、FRP船黒色 船体の中央部に幅30センチメートル、 間隔50センチメートルで3本の線を塗 装する
	麻生	 斜線の部分は黄色 船体の船尾部に1メートル幅で塗装する
	その他	 斜線の部分は赤色 船体の中央部に1メートル幅で塗装する

操業区域	所属組合	標識内容
北 浦	大和支部	 斜線の部分は黄色 船体の中央部に幅30センチメートル、 間隔50センチメートルで3本の線を塗 装する
	きたうら広域 北浦支部	 斜線の部分は黄色 船体の船首部に1メートル幅で塗装する
	大洋支部	 斜線の部分は黄色 船体の中央部に1メートル幅で塗装する
	大野島支部	 斜線の部分は黄色 船体の船尾部に1メートル幅で塗装する
	潮来	 斜線の部分は黄色 船体の中央部に幅50センチメートル、 間隔50センチメートルで2本の線を塗 装する
	その他	 斜線の部分は赤色 船体の中央部に1メートル幅で塗装する

さし網漁業のうち雑魚さし網漁業(掛網漁業)の許可に関する取扱方針

(趣旨)

第1 茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則(令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。)第4条第1項第3号の規定によるさし網漁業のうち雑魚さし網漁業(掛網漁業)(以下「当該漁業」という。)の許可については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(許可についての適格性)

第2 規則第10条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法(平成5年法律第88号)第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

(制限措置)

第3 規則第11条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

雑魚さし網漁業(掛網漁業)

(2) 許可をすべき漁業者の数

漁業調整上及び水産動物の繁殖保護上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。

(3) 船舶の総トン数

2.5トン以下とする。

(4) 推進機関の馬力数

80キロワット以下とする。

(5) 操業区域

次のうちのいずれかとする。

ア 霞ヶ浦

イ 北浦及び外浪逆浦

(6) 漁業時期

1月1日から12月31日までとする。

(7) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区(市町村区域内の町若しくは字の区域)に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者とする。

(許可の基準)

第4 規則第11条第7項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。

(1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、規則第11条第6項の規定に基づく方法により許可をする者を定める。

7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

(継続許可)

第5 当該漁業は、規則第14条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第6 当該漁業は、規則第14条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。

(有効期間中の許可)

第7 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。

2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第15条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

(資源管理の状況等の報告)

第8 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年3月31日までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

付 則

1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

付 則

この方針は、令和4年7月28日から施行する。

さし網漁業のうちしらうおさし網漁業(しらうお建網漁業)の許可に関する取扱方針

(趣旨)

第1 茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則(令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。)第4条第1項第3号の規定によるさし網漁業のうちしらうおさし網漁業(しらうお建網漁業)(以下「当該漁業」という。)の許可については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(許可についての適格性)

第2 規則第10条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法(平成5年法律第88号)第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

(制限措置)

第3 規則第11条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

しらうおさし網漁業(しらうお建網漁業)

(2) 許可をすべき漁業者の数

漁業調整上及び水産動物の繁殖保護上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。

(3) 船舶の総トン数

2.5トン以下とする。

(4) 推進機関の馬力数

80キロワット以下とする。

(5) 操業区域

次のうちのいずれかとする。

ア 霞ヶ浦の霞北共第2種共同漁業権漁場内

イ 北浦及び外浪逆浦の霞北共第2種共同漁業権漁場内

(6) 漁業時期

4月1日から5月15日まで及び11月1日から翌年2月末日までとする。

(7) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区(市町村区域内の町若しくは字の区域)に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者とする。

(許可の基準)

第4 規則第11条第7項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。

(1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、規則第11条第6項の規定に基

づく方法により許可をする者を定める。

7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

(継続許可)

第5 当該漁業は、規則第14条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第6 当該漁業は、規則第14条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。

(有効期間中の許可)

第7 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。

2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第15条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

(許可の条件)

第8 規則第13条第1項による許可の条件は、次のとおりとする。

(1) 設置できる網の統数は、1件でなければならない。

(2) 1件の網の総長は、360メートル以内でなければならない。

(資源管理の状況等の報告)

第9 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年3月31日までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

付 則

1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

付 則

この方針は、令和4年7月28日から施行する。

建網漁業のうちます網漁業(張網漁業)の許可に関する取扱方針

(趣旨)

第1 茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則(令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。)第4条第1項第4号の規定による建網漁業のうちます網漁業(張網漁業)(以下「当該漁業」という。)の許可については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(許可についての適格性)

第2 規則第10条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法(平成5年法律第88号)第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

(制限措置)

第3 規則第11条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

(1) 漁業種類

ます網漁業(張網漁業)

(2) 許可をすべき漁業者の数

漁業調整上及び水産動物の繁殖保護上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。

(3) 船舶の総トン数

2.5トン以下とする。

(4) 推進機関の馬力数

80キロワット以下とする。

(5) 操業区域

次のうちのいずれかとする。

ア 行方市宇崎に設置した第7号禁止区域禁漁区基点と同基点から215度370メートルの点に設置した標柱を結んだ線及び同市宇崎の湖岸線とによって囲まれた水面

イ 稲敷市浮島字尾島妙岐の鼻突端と同市新島干拓堤防に設置した国土交通省霞ヶ浦キロ杭建右3.50とを結んだ線以南の霞ヶ浦

ウ 潮来市洲崎と鹿嶋市大字大船津との間に架設された神宮橋の中央線、次の基点第1号と(ア)を結んだ線、鹿嶋市湖岸線及び潮来市湖岸線とによって囲まれた区域(ただし、第2種共同漁業権漁場区域を除く。)

基点第1号 鹿嶋市と神栖市との市界に設置した標柱

(ア) 基点第1号から326度38分潮来市米島突端

(6) 漁業時期

3月1日から翌年1月20日までとする。

(7) 漁業を営む者の資格

ア 第5号における操業区域アの場合は、行方市宇崎地区に主たる住所を有する者

イ 第5号における操業区域イの場合は、稲敷市浮島地区、上須田地区に主たる住所を有する者

ウ 第5号における操業区域ウの場合は、潮来市に主たる住所を有する者

(許可の基準)

第4 規則第11条第7項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。

(1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。

(1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者

(2) 前号に掲げる者以外の者

- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、規則第11条第6項の規定に基づく方法により許可をする者を定める。
- 7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

(継続許可)

第5 当該漁業は、規則第14条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第6 当該漁業は、規則第14条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。

(有効期間中の許可)

- 第7 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。
- 2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第15条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

(許可の条件)

- 第8 規則第13条第1項による許可の条件は、次のとおりとする。
- (1) まず網の設置は、1統でなければならない。ただし、許可の有効期間の満了日に許可を2以上有する者については、その許可の統数以内とする。
 - (2) まず網の設置は、水ぎわから90メートル以内でなければならない。

(資源管理の状況等の報告)

第9 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年3月31日までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

付 則

- 1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

付 則

この方針は、令和4年4月28日から施行する。

付 則

この方針は、令和4年7月28日から施行する。

つけ漁業の許可に関する取扱方針

(趣旨)

第1 茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則(令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。)第4条第1項第5号の規定によるつけ漁業(以下「当該漁業」という。)の許可については、規則の規定によるほか、この方針の定めるところによる。

(許可についての適格性)

第2 規則第10条第1項第1号の漁業又は労働に関する法令の遵守について、行政手続法(平成5年法律第88号)第12条第1項に規定する処分基準は、別に定める。

(制限措置)

第3 規則第11条第1項の規定による制限措置は、次のとおりとする。

- (1) 漁業種類
 - ア おだ漁業
 - イ 笹浸漁業
 - ウ その他つけ漁業
- (2) 許可をすべき漁業者の数
漁業調整上及び水産動物の繁殖保護上支障がないと認める範囲内で別に定める数とする。
- (3) 船舶の総トン数
2.5トン以下とする。
- (4) 推進機関の馬力数
80キロワット以下とする。
- (5) 操業区域
次のうちのいずれかとする。
 - ア 霞ヶ浦
 - イ 北浦及び外浪逆浦
- (6) 漁業時期
1月1日から12月31日までとする。
- (7) 漁業を営む者の資格
操業区域に接する地区(市町村区域内の町若しくは字の区域)に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者とする。

(許可の基準)

第4 規則第11条第7項の規定による許可の基準について、許可の優先順位は次の順序によるものとする。

- (1) 申請期間の1日目において、当該漁業の許可を有する者
- (2) 前号に掲げる者以外の者
- 2 前項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 3 前2項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目において、当該漁業以外の許可を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 4 前3項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 申請期間の1日目以前3年以内において、当該漁業以外の操業実績を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 5 前4項の規定により同順位である者相互間の優先順位は、次の順序による。
 - (1) 所属する漁業協同組合長の推薦を有する者
 - (2) 前号に掲げる者以外の者
- 6 前各項の規定により同順位の者がある場合においては、規則第11条第6項の規定に基

づく方法により許可をする者を定める。

7 第2項第1号及び第4項第1号の規定において、「操業実績を有する者」とは、本人が許可受有者又は漁業権行使者として漁業を営む者をいう。

(継続許可)

第5 当該漁業は、規則第14条第1項第1号の規定による継続許可の対象としない。

(承継許可)

第6 当該漁業は、規則第14条第1項第4号の規定による承継許可の対象としない。

(有効期間中の許可)

第7 当該漁業の許可の有効期間の途中において、水産資源の保護培養上及び漁業調整上支障がないと認められる範囲内で、新たな許可をすることができるものとする。

2 当該漁業の許可の有効期間は、規則第15条第1項の規定により5年とする。ただし、前項の規定により、新たに当該漁業の許可をする場合は、当該漁業の許可の有効期間が同一の期日に満了するよう定めるものとする。

(許可の条件)

第8 第3第1項第1号アのおだ漁業の許可については、敷設できる箇所数を、現許可の条件に記載された範囲内とする。

(資源管理の状況等の報告)

第9 当該漁業の許可を受けた者は、規則第21条の規定により、毎年3月31日までに資源管理の状況等を別記様式により知事に報告しなければならない。

付 則

1 この方針は、令和2年12月1日から施行する。

付 則

この方針は、令和4年7月28日から施行する。

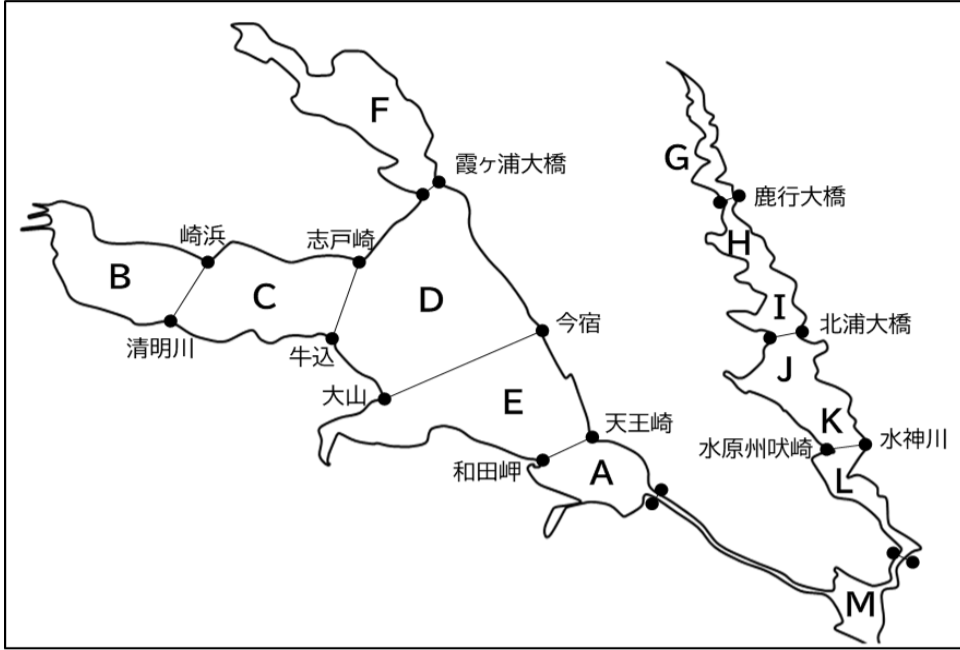
(別記様式)

月 分 操 業 日 誌

年 月 氏名

許可番号

※1 操業区域は下図 A～M から選択してください(複数可)。



※2 漁業種類の略字は以下の漁業を示します。

- 横 : 横ひき(いさざ・ごろひき網漁業)
ト : トロール(わかさぎ・しらうおひき網漁業)
掛 : 掛網(雑魚さし網)
白 : しら建網(しらうおさし網)
張 : 張網(ます網)
漬 : 笹浸, おだ, その他つけ(つけ漁業)
自 : 自由漁業(竹筒, はえなわ等)
養 : 小割式養殖
落 : 落とし網
他 : その他の漁法(釣り等)

- 1 資源管理の状況等 ...別紙
2 漁業生産の実績 (出漁した日と準備作業をした日のみ記入すること)

Table with columns: 日付, 漁業種類※2, 操業区域※1, トロールの場合, 漁獲高(kg), 漁獲金額(円), 準備日, 休漁日. It contains 20 rows of data for daily fishing operations.

集計欄 (Summary section)